

受付 番号	種 目 番	連絡先	委託担当
			スポーツ振興課 係 担当者名 関口 千百合 電 話 671-4574

設 計 書

1 委 託 名 2019年度横浜市・台北市スポーツ国際交流事業に伴う業務委託

2 履 行 場 所 仕様書のとおり

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和元年 12月 27日 まで
 又は期限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
本市と台北市とのスポーツ国際交流事業の企画とその運営に関する
業務全般

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額	¥ (_____)
内 訳 業 務 価 格	¥ (_____)
消費税及び地方消費税相当額	¥ (_____)

内 訳 書

名称	形状寸法等	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
往復航空チケット (台湾松山空港使用料、出国税、航空保険料等含む)	東京(羽田) ⇄台湾(松山)	(15)	人			事務局(2人) は適用外
羽田空港使用料		(15)	人			事務局(2人) は適用外
燃油サーチャージ		(15)	人			事務局(2人) は適用外
海外旅行傷害保険料	4日間	(15)	人			事務局(2人) は適用外
添乗員経費	出入国手続 (羽田)	2	回			
現地通訳ガイド 手配	4日間	1	人			
渡航説明会開催費		1	回			資料等配布、説明
飲料水(はまっ子 どうし)	500ml	(30)	本			渡航説明会用
飲料水	500ml	(100)	本			現地調達 (選手団、事務局用)
旅のしおり作成 (翻訳含む)		(50)	部			
携帯電話レンタル 費	4日間	1	台			通話料込
海外Wi-Fiルーター レンタル費	4日間	2	台			
旅行用トランク レンタル費	大型(80L以上)	1	個			11月15日まで に納品
その他消耗品		1	式			通訳緊急用 実費払い
諸経費		1	式			
小計						

消費税						8%
合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

2019年度横浜市・台北市スポーツ国際交流事業に伴う業務委託仕様書

横浜市（以下「委託者」とする。）と受託者は、以下の業務について委託契約を締結するものとする。

1 件名

2019年度横浜市・台北市スポーツ国際交流事業に伴う業務委託

2 目的

委託者は、台北市との交流事業の一環としてスポーツ交流を行うため、台北市へ市内の高校女子バスケットボールチームを派遣し、台北市内在学高校生と親善試合等を行う。それに伴う渡航等に関する業務を委託する。

3 履行場所

- (1) 横浜市内、羽田空港
- (2) 台北市内

4 履行期間

契約締結日から令和元年12月27日まで

5 交流事業参加者（予定）

横浜市選手団 15人程度（選手12人、監督、コーチ等）
事務局（本市職員） 2人
添乗員 1人
現地通訳ガイド 1人
なお、添乗員と現地通訳ガイドは同一人物でも可とする。

6 スケジュール

(1) 保護者説明会（予定）

日時：令和元年10月下旬～11月初旬頃
場所：横浜市内

(2) 交流事業

令和元年11月24日（日） 出国
令和元年11月25日（月） 交流試合、台北市内見学（一日目）
令和元年11月26日（火） 交流試合、台北市内見学（二日目）
令和元年11月27日（水） 帰国

7 履行内容

事前準備

- (1) 東京（羽田）発・台湾（松山）着の格安航空会社を除く往復航空券の手配をする（空港使用料、航空保険料、出国税及び燃油サーチャージを含む）。ただし、出発14日前までの不測事態による日程変更に対応できるものとする。また、次の通りの時間内の便とする。

出国日時：令和元年 11 月 24 日（日）午前 9 時～午後 3 時に日本を出発すること。

【出発】東京（羽田） 【到着】台湾（松山）

帰国日時：令和元年 11 月 27 日（水）午後 1 時～午後 6 時に日本に到着すること。

【出発】台湾（松山） 【到着】東京（羽田）

※なお、本派遣事業に同行する事務局 2 名（本市職員）の航空チケット、空港使用料及び燃油サーチャージについては当該設計書には含まない。ただし、同一行程の航空チケットを手配する（事務局 1 名分については、ビジネスクラス相当の航空チケットを手配する）こととし、別途見積書及び請求書を発行し、事務局が受託者に対し支払うこととする。

(2) 海外旅行傷害保険に加入する。保険の種類等については下記の通りとする。

- ・死亡・後遺障害：1, 000 万円
- ・疾病死亡：1, 000 万円
- ・治療費用：1, 000 万円
- ・賠償責任：10, 000 万円
- ・携行品：50 万円
- ・救援者費用等：300 万円
- ・旅行変更費用特約：20 万円

なお、インフルエンザ等についても、補償対象とする。

また、選手・監督・コーチについては、バスケットボール試合中の怪我等についても補償対象とすること。

(3) 選手団の荷物を運ぶための大型（80L以上）の旅行用トランクを 1 個手配し、11 月 15 日（金）までに横浜市市民局スポーツ振興課に届けるものとする。ただし、帰国後は返却するものとする。

(4) 台北滞在中に使用できる Wi-Fi ルーターを 2 台用意すること。使用は下記の通りとする。

- ・台北でスマートフォン等の Wi-Fi 機器を LAN に無線で接続できる機能を有すること。
- ・本体充電器、海外用マルチ変換プラグをセットで貸し出せること。
- ・貸し出し中の機器の紛失・故障に備え、補償料金及び免責金額が設定できること。
- ・通信情報のセキュリティが担保されていること。（ログイン制限や通信情報の暗号化など）

(5) 事前に台北市政府局と調整をし、中国語で交流内容やスケジュール調整を行う。また、台北市政府局への依頼文等翻訳を行う。

(6) 諸経費として、けがへの応急処置用品等を想定した費用を計上する。

保護者説明会：令和元年 10 月下旬～11 月初旬 横浜市内（予定）

保護者・派遣者への説明会において、渡航における諸注意等について説明すること。

また、その際、出席者へ飲料（はまっ子どうし）や旅のしおり、台北市ガイドブック・地図等関係資料、会話集（あいさつ等）を手配すること。

なお、会場については、委託者が手配する。

交流期間中：令和元年 11 月 24 日～令和元年 11 月 27 日

(1) 羽田空港での出入国における手続きを行うため、添乗員を 1 名配置すること。

(2) 台北市内における通訳ガイドについて手配すること。ただし、全行程同一人で、台北市事情、地理に詳しい者とし、入国から出国までの選手団の通訳及び現地資料等の翻訳を行う。また、国際電話がかけられる携帯を所持し、横浜市との連絡が必要な場合に使用できるものとする。

なお、選手団就寝時の対応は不要のため、宿泊条件はないものとする。

- (3) 事務局用に国際電話がかけられる携帯を1台用意すること。なお、通話料については帰国後精算する。
- (4) 全日程において、添乗員又は通訳ガイドが、選手団及び事務局に対し、500mlの飲料水1日1本を手配する。ただし、試合時においては、さらに飲料水1本を選手に手配する。なお、飲料水は現地調達すること。
- (5) 期間中、通訳ガイドが緊急用物品費として現金5万円を所持し、委託者の指示に従い必要に応じて手配する。なお、帰国後精算を行う。

8 完了報告

受託者は履行完了後、12月27日（金）までに完了報告書を作成し、委託者に提出するものとする。完了報告書は、受託者にて手配した物品等の写真を添付すること。

9 委託料の支払い

委託者は履行完了確認後、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に受託者に委託料を支払うものとする。

ただし、保険については保険契約の申込時に保険料を支払う必要があることから、人数の確定をもって保険料は確定契約による前払いとする。

また、消費税率等に変動が生じた場合は、横浜市の契約約款に基づき対応する。

10 その他

- (1) 航空券等の手配については委託者と受託者が協議の上、仕様を決定し、受託者が手配するものとする。
- (2) 現地における変更及びその他の履行については、委託者の指示に従う。
- (3) 概算数量で積算しているものについては、完了報告に基づいた実数量で精算するものとする。
- (4) 天候・災害・疾病の流行・その他やむを得ない事情があった場合、中止・延期等の変更については、委託者の指示に従う。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容の解釈につき、相違のある事項について、法令によるほか、本仕様書の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決する。

以 上